都市部に住んでも「せたな食堂」送料支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内の事業者が町外の飲食店に発送する本町の特産品等の送料を支援することにより、特産品等の販路拡大及び流通促進を図ることを目的とする。

２　補助金の交付については、せたな町補助金等交付規則（平成17年せたな町規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象事業者）

第２条　対象事業者については次の各号のとおりとする。

(１)　特産品事業者　町内に事業所を有し、町内の特産品等を取り扱う事業所で、町

長が登録を決定した事業者とする。

(２)　飲食店事業者　町外に事業所を有し、特産品事業者の特産品等を取り扱う事業

所で、町長が登録を決定した事業者とする。

２　前各号に登録を希望する事業者は、都市部に住んでも「せたな食堂」送料支援事業事業者登録申込書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

３　登録する事業者は、町長が決定し、その決定内容を都市部に住んでも「せたな食堂」送料支援事業事業者登録決定通知書（様式第２号）により、前項に規定する申込書を提出した事業者に通知する。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となるものについては、当事業に登録した本町特産品を町外

の飲食店事業者に向けて発送する送料とする。ただし、次の各号に掲げるものは対象

としない。

(１)　催事及び移動販売等、登録飲食店以外で提供し、販売するもの。

(２)　登録飲食店で使用する量を超えると判断される場合。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次の各号のとおりとする。

(１)　補助対象経費　本町特産品を町外の飲食店事業者に向けて発送する送料。

(２)　補助率　　　　補助対象経費の２分の１とする。（100円未満端数切捨）

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする特産品事業者は、当該年度中に毎月または会計年度四半期（３ヶ月）に１度、次の各号に掲げる書類を、翌月15日または会計年度四半期翌月15日までに町長に提出しなければならない。

　(１)　都市部に住んでも「せたな食堂」送料支援事業補助金交付申請書（様式第３号）

　(２)　送料支援に関する書類（請求書、領収書、発送一覧表等）

　(３)　その他町長が必要と認めるもの

　（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、都市部に住んでも「せたな食堂」送料支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　町長は、前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定後、当該特産品事業者に補助金を交付するものとする。

　（交付決定の取消し）

第８条　町長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の支給決定を受けた者がある場合は、当該補助金交付決定を取り消すとともに、既に補助金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該補助金の返還を命ずることができる。

　（送料）

第９条　当事業に係る送料については、せたな町とヤマト運輸株式会社が定めた額とする。

　（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

２　この訓令は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。ただし、翌月15日までに交

付を申請した補助金に対する第５条から第８条の適用については、なおその効力を有

する。